

第9回「人間重視の道路創造研究会」 事務局説明資料

平成21年5月15日
国土交通省道路局

論点整理事項案

1 人間重視の道路創造

- ① 「人間重視の道路」とは以下が実現される道路ということによいか。
 - i 歩行者・自転車・公共交通を重視した道路空間の再構築
 - ii 地域・都市における景観・環境の構成要素としての道路の公共空間機能重視
 - iii 上記の観点からの道路ストック利活用のマネジメント
 - iv 計画から維持管理の各段階での地域住民の主体的参画
 - v まちづくり行政等との連携強化

- ② 近年の道路を取り巻く状況の変化に対応するために、現行制度を、「人間重視の道路を創造する」観点から見直すことが必要ではないか。

2 「人間重視の道路創造」の観点からの道路法制見直し

(1) 基本制度

- ① 道路法の目的に、例えば道路網の整備が「利用者利便の向上を図る」ためであることを明らかにするとともに、「生活環境や景観の保全」「地域の活力の向上」といった「公共空間としての道路の多様な機能」に関する事項を明記し、これら機能が道路交通機能と併せて発揮されるべきものであると位置付けるべきではないか。

- ② 道路空間利用のあるべき姿や利用原則等について、道路管理者及び利用者の指針となる基本方針を定めるべきではないか。

- ③ 道路種別や管理区分とは別に、歩行者・自転車の通行空間の形成及び良好な生活環境の形成等の観点から、地元自治体が①、②に配慮しつつ、住民の意見を聞きながら、必要な道路管理権限を一元的に行使できるようにすべきではないか。

(2) 生活道路

- ① 既存の道路空間について歩行者や自転車のために通行空間を再配分することを促進する観点から、既存道路又は道路の部分を専用道路に転換するなど既存道路の役割を歩行者又は自転車中心に転換するための枠組みを整備すべきではないか。
- ② 市町村が歩行者・自転車通行ネットワーク整備計画を策定し、当該計画に基づいて他の道路管理者に対して歩道・自転車道の整備の要請や、市町村自らが歩道等の整備等を行う仕組みを設けるべきではないか。
- ③ 地域住民との連携による魅力ある生活道路空間の整備のため、民間団体が道路上に設置する花壇等の設置・維持管理費用を道路管理者と民間団体とで分担できるような枠組みや、沿道住民と協定を締結した道路管理者が沿道に住民の代わりに緑地や遊歩スペースを整備する枠組みを整備すべきではないか。
- ④ 道路沿道の景観・環境向上対策強化の観点から、道路区域外の沿道に周囲の景観向上等に資する工作物（沿道の街並みと調和した街灯等）を道路管理者が整備・管理する枠組みや、街の景観等を損なう場合に電線類や店舗看板等の道路占用を禁止・制限する枠組みについて検討すべきではないか。
- ⑤ 生活道路の機能保全のための措置を迅速に行う観点から、道路法において行政代執行の要件を緩和するための手続規定の整備や、簡易除却を可能とする制度の導入について検討を進めるべきではないか。

(3) 道路空間利用

〈道路占用制度の見直し〉

- ① 道路利用ニーズの多様化を踏まえ、道路の空間機能の補完・増進に資する道路占用物件については、その位置づけを見直して自由で柔軟な道路利用を可能とすべきではないか。具体的には、公益事業物件の範囲拡大や許可基準の緩和、占用期間の延長等が考えられないか。
- ② 現行の道路占用許可基準である政令基準を道路構造の保全又は交通の危険防止の見地からの最低限の範囲内に見直した上で、政令基準の特例を条例に委任する「ローカルルール」の適用を検討すべきではないか。
- ③ 道路沿道の景観向上や防災の観点から道路の占用を直接制限・禁止する枠組みや間接的強制手法として政策的に道路占用料を加重減免する枠組みの導入について検討すべきではないか。

〈立体道路制度〉

- ④ 複数街区にまたがる開発など一定の場合について、既存の一般道路の上方空間利用が可能となるよう立体道路制度の見直しを検討すべきではないか。
- ⑤ 自由通路の整備等を促進するために、道路と建物を一体的・同時に整備しない場合についても、道路区域を立体的に定められる枠組みを検討すべきではないか。

(4) まちづくり行政等との連携強化

- ① 人間重視の道路創造の観点から、歩行者・自転車通行空間の確保、L R T整備、中心市街地の自動車交通抑制、目抜き通りのトランジットモール化、道路・沿道の景観向上などの施策を推進するために、多様な行政分野に係る取組の総合的推進が不可欠ではないか。例えば、地域公共交通活性化・再生法や都市・地域総合交通戦略の枠組みを活用するなど、市町村の首長の構想とリーダーシップの下に関係行政機関の取組を一層積極的に調整・推進するよう努めるべきではないか。
- ② 路面電車等の現代的ニーズに対応するため、軌道敷と道路面との適切な費用分担について、軌道経営者と道路管理者の間で協定を締結する制度の創設について検討すべきではないか。また、路面電車等の普及を促進する観点から、関連施設の位置付けについても検討すべきではないか。
- ③ 歩行者専用道路等の他に、トランジットモール等の新しい専用道路概念を導入することについて検討を行うべきではないか。その際には、交通管理者等の関係行政機関との調整を効率化する手段も検討すべきではないか。
- ④ 包括的な駐車対策を講じるために、一定区域内における駐車対策の基本方針を策定のうえ、当該方針に従い計画的に既存駐車場の集約化や公共交通と郊外部のパーク＆ライドなどの駐車場コントロール方策を展開すべきではないか。そのため、附置義務駐車場制度など駐車場法のあり方についても併せた検討が必要ではないか。